明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（四二）　八
○独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律（四三）　一〇
○民法の一部を改正する法律（四四）　一二
○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（四五）　三
○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（四六）　四
○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（四七）　七
○農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（四八）　九
○銀行法等の一部を改正する法律（四九）　一〇
○通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（五〇）　一三
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（五一）　一六
○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（五二）　一九

〔条　約〕
○北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定（一三）　一六
○万国郵便連合憲章の第九追加議定書（一四）　一六八
○万国郵便連合一般規則の第一追加議定書（一五）　一七〇
○万国郵便条約（一六）　一七八
○郵便送金業務に関する約定（一七）　二三三

〔告　示〕
○北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の効力発生に関する件（外務一九〇）　二三四
○日本国による万国郵便連合憲章の第九追加議定書の批准並びに万国郵便連合一般規則の第一追加議定書、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定の承認に関する件（同一九一）

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第四二号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係
　自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

二　自衛隊法の一部改正関係
1　陸上自衛隊に陸上総隊を新編することに伴い、陸上自衛隊の編成等に関する規定を整備することとした。（第一〇条、第一〇条の二、第一二条の三、第一三条、第二一条の二及び第二八条関係）
2　陸上自衛隊の機関として、教育訓練研究本部を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定を整備することとした。（第二四条、第二五条、第二七条の二、第二八条及び第一〇〇条の二関係）
3　航空自衛隊の航空総隊の南西航空混成団を南西航空方面隊に改編することに伴い、航空自衛隊の編成等に関する規定を整備することとした。（第二〇条、第二〇条の七～第二一条及び別表第三関係）
4　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供に関する規定を新設することとした。（第七三条の二及び第七五条の八関係）
5　オーストラリア及び英国との各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備することとした。（第八四条の五、第一〇〇条の八、第一〇〇条の一〇及び第一〇〇条の一一関係）
6　陸上自衛隊の使用する船舶に係る船舶安全法等の適用除外に関する規定を整備することとした。（第一〇九条～第一一一条関係）
7　自衛隊において不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲渡に係る財政法の特例に関する規定を新設することとした。（第一一六条の三及び第一一六条の四関係）
8　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正関係
　大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、英国の軍隊を追加することとした。（第三三条関係）

四　施行期日
　この法律は、平成三〇年三月三一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

◇独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律（法律第四三号）（消費者庁）

一　独立行政法人国民生活センター法の一部改正関係
1　独立行政法人国民生活センターの目的として、重要消費者紛争について法による解決のための手続の利用を容易にすることを追加するとともに、独立行政法人国民生活センターの業務として、特定適格消費者団体が行う消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）第五六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる業務を追加することとした。（第三条及び第一〇条第七号関係）
2　独立行政法人国民生活センターが1の業務をを実施するに当たって必要となる長期借入金をすることを可能とすることとした。（第四三条の二関係）

二　消費者契約法の一部改正関係
　適格消費者団体の認定の有効期間を三年から六年に延長することとした。（第一七条第一項関係）

三　消費者裁判手続特例法の一部改正関係
1　特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う一1の業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととした。（第七五条第四項関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、平成二九年一〇月一日から施行することとした。

独立行政法人国立印刷局